5　近畿中国森林管理局に次長一人を置くとともに、森林管理局総務部及び計画部の名称をそれぞれ「総務企画部」及び「計画保全部」に改めるほか、北海道森林管理局企画調整部を廃止することとした。（第一一八条関係）

6　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第八五号）（総務省）

1　平成二五年度における恩給改定率を〇・九七六とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第八六号）（財務省）

1　平成二五年四月以後に支給開始年齢に達する特別支給の退職共済年金の受給権者で特例により定額部分が支給される者が、別途支給要件を満たした特別支給の老齢厚生年金の支給を受ける前に老齢基礎年金の一部繰上げを行う場合に、当該定額部分を支給停止しないための規定を設ける等、平成二五年度からの支給開始年齢の引上げを適切に行うための所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　平成二五年四月分以後の国家公務員共済組合法の年金である給付の額の算定に関し、物価スライド特例水準による年金額の算定に係る経過措置の読替規定の整備、並びに本来水準の年金額の算定の基礎となる再評価率、俸給年額改定率及び従前額改定率について平成二四年の物価変動率を基準として改定及び設定を行うための所要の規定の整備を行うこととした。（第四条及び第五条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第八七号）（総務省）

1　平成二五年四月以後に支給開始年齢に達する特別支給の退職共済年金の受給権者で特例により定額部分が支給される者が、別途支給要件を満たした特別支給の老齢厚生年金の支給を受ける前に老齢基礎年金の一部繰上げを行う場合に、当該定額部分を支給停止しないための規定を設ける等、平成二五年度からの支給開始年齢の引上げを適切に行うための所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　平成二五年四月分以後の地方公務員等共済組合法の年金である給付の額の算定に関し、物価スライド特例水準による年金額の算定に係る経過措置の読替規定の整備、並びに本来水準の年金額の算定の基礎となる再評価率、給料年額改定率及び従前額改定率について平成二四年の物価変動率を基準として改定及び設定を行うための所要の規定の整備を行うこととした。（第三条及び第四条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**消防法施行令の一部を改正する政令**（政令第八号）（総務省）

1　検定対象機械器具等の範囲及び自主表示対象機械器具等の範囲の見直し

㈠　検定対象機械器具等のうち消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器を自主表示対象機械器具等に移行することとした。（第三七条及び第四一条関係）

㈡　住宅用防災警報器を検定対象機械器具等に追加することとした。（第三七条関係）

㈢　エアゾール式簡易消火具を自主表示対象機械器具等に追加することとした。（第四一条関係）

2　屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し

工場や倉庫以外の防火対象物における屋内消火栓設備について、現在の技術上の基準では、設置間隔は一五メートル以内とされているが、設置間隔を二五メートル以内とすることができる技術上の基準を新たに定めることとした。（第一一条第三項関係）

3　防火対象物の用途区分の見直し

㈠　改正前の別表第一㈥項ハに規定されている軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせている施設について、別表第一㈥項ロに位置づけることとした。（別表第一関係）

㈡　改正前の別表第一㈥項ロ又はハに規定されている施設に類する施設で、総務省令で定めるものを新たに別表第一㈥項ロ及びハに位置づけることとした。（別表第一関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を図ることとした。

5　施行期日等

㈠　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は次に定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

⑴　4の一部　公布の日

⑵　2、4の一部及び5㈡の一部　平成二五年一〇月一日

⑶　3及び5㈡の一部　平成二七年四月一日

㈡　所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条～第六条関係）

◇**消費者安全法施行令の一部を改正する政令**（政令第八九号）（消費者庁）

消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、法第三八条第二項（関係行政機関の長（国務大臣であるものに限る。）に対する情報の提供に係る部分に限る。）、第四〇条第五項から第八項までの規定による権限を追加することとした。

この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第九〇号）（国土交通省）

1　自動車損害賠償保障事業賦課金及び過怠金を算出する式を改めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第九一号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、七億三八〇〇万円に改めるものとすること。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、六三九六億一三三五万五〇〇〇円に改めるものとすること。（第二条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。